

流山市農業委員会
平成26年第13回
総会議事録

平成26年12月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成26年第13回総会議事録

1 期 日 平成26年12月25日(水)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 12番 豊島 啓行
13番 大作 榮

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 恩田 一雄
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
12番 豊島 啓行	13番 大作 榮
14番 小林 常男	15番 水代 啓司
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

11番 小倉 節子

7 書記名 事務員 中里 友希

8 事務局 局長 福留 克志(産業振興部長併任)
次長 吉田 勝実
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	2
(2) 議案第64号 農用地利用集積計画の決定について	4
(3) 議案第65号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	6
(4) 議案第66号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	8
(5) 報告第29号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	10
(6) 報告第30号 平成26年賃借料水準について	11
(7) 報告第31号 専決処理の報告について	13

開会 午後3時59分

高市議長 それでは、ただ今から平成26年第13回流山市農業委員会総会を開会いたします。

今日までの間、2014年も大過なく過ごさせていただきました。これもひとえに皆様方のご協力の賜物と心得ております。また、本年も最終総会となりますけれども、残すところあと一週間足らずとなりました。十二分に体調に気をつけていただきまして、来年はいい年を迎えていただき、農業委員会にも御協力を頂戴いたしたいと、そのように考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、ただ今から平成26年第13回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中14名、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、11番小倉委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

12番豊島委員、13番大作委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。田村次長補佐。

田村次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から、議案第66号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」までの4議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第29号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から、報告第31号「専決処理の報告について」までの3項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の1頁をご覧ください。

議案第63号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年12月25日提出

流山市農業委員会会長 高市 正義

初めに、本案の農地法第5条の許可申請についてでございますが、この申請は、売買や賃貸借などの権利移動を伴う農地転用でございます。

このことから、農地法の条文の中では、農地法の第5条の規定に該当することになるため、農地法第5条の許可申請がなされたものでございます。

それでは、今月の案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、本件の権利者につきましては、柏市西原にお住まいの方でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市西深井にあります畑2筆で、転用面積は310㎡でございます。

転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の1頁と2頁にございます。

ここで、案内図等につきまして、中里事務員より説明いたします。

中里事務員 それでは、引き続き案内図について御説明させていただきます。

前方プロジェクトに案内図2頁と同じ内容を投影しております。

今回の申請地は、この赤枠で囲んだ範囲となりまして、北側に住宅、南側に車庫を建築する計画です。

なお、今回の申請地及びその周辺につきましては、現状、道路側が高く、農地の奥に行くにつれて緩やかな下りとなっております。今回、住宅を建築するに当たり、坂になっていると使い勝手が悪いということで、水平に造成する予定で、その関係の縦横断面図が上と左にそれぞれついています。

この縦横断面図ですが、上にあるものが、図面のXからXに切った断面図で、左にあるものが、同様にYからYに切ったものとなっております。この断面図につきましては、下の実線が現況の高さ、上の実線が造成予定の高さとなっております。そして、隣地との境界付近につきましては、30度の法面処理とする予定となっております。

御説明は以上です。御審議の程、よろしく願いいたします。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を

求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件でございます。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に、移転の原因は使用貸借で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものでございます。

権利者は現在、柏市西原のアパートで生活しておりますが、このたび、入籍し所帯を持ち、将来を考え住宅を探していましたが、資金面で難しく、実家に相談したところ、父親の土地を借りることが出来たため、申請地に住宅を建築するとのことでございます。

なお、申請地の面積は310㎡ですが、道路のセットバックが必要であります。今回、その敷地内に59.63㎡の住宅と42.96㎡の車庫を建築する計画でございます。

次に、雨水、汚水及び雑排水の処理対策については、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は雨水管へ放流、汚水及び雑排水については合併浄化槽を設置し、その処理水を雨水管へ放流する予定でございます。合併浄化槽の流末が雨水管に接続されることについては、関係課と協議し、了解を得ているとのことございました。

土砂等の流出防止対策につきましては、申請地の周囲の農地は義務者所有の農地ではありますが、周囲に30度の法面を設け、土砂等の流出を防止するとのことございました。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線運河駅の西約900mに位置し、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、住宅の建築費が約2,800万円、車庫建設費と整地費等で約400万円、合計約3,200万円で、自己資金及び借入金で賄う計画であり、金融機関からの融資審査結果通知書等が添付されておりました。

次に、他法令については、都市計画法による開発行為が該当し、現在申請中であります。なお、この開発行為の申請については、分家住宅ということで、申請者とは別に、本家の跡取りとなる人がいることが条件となっておりますが、この跡取りについては、二人いる弟のどちらかが継ぐということでございます。また、市の関係課との協議については、開発行為の申請の中で整っております。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第63号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第63号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第64号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の2頁をお開きください。

議案第64号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成26年12月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、この農用地利用集積制度についてでございますが、農地の有効活用を図るために設けられた制度でありまして、市町村が貸し手と借り手の間にはいり、手続きが行われるものとなっております。

また、原則として、農地の貸し借りをする場合には、農地法の規定により許可を受けなければなりません。この制度を使いますと、農地法の許可や賃貸借の法定更新の規定は、適用されないこととなります。

このため、農地を貸す人にとりましては、貸借期間の満了により農地が確実に返還されることとなりますので、安心して貸すことができるというものでございます。

それでは、今月の案件について、ご説明をさせていただきます。

初めに、権利者につきましては、流山市上貝塚にお住まいの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市北及び小屋にあります田6筆で、面積は、5,508㎡です。

利用権の設定期間につきましては、更新により6年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で300kgとなっております。

本件の議案案内図につきましては、3頁にございますので、合わせてご参照いただ

きたいと存じます。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第64号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が1件でございます。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は51歳でございます。また、営農状況については、耕作面積が約3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名でございます。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状況でした。本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものでございます。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案については、大作委員及び山崎委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、大作委員及び山崎委員の退席を願い、審議いたします。

大作委員及び山崎委員の退席を求めます。

(午後4時16分 大作委員及び山崎委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第64号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第64号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

大作委員及び山崎委員の除斥を解きます。

(午後4時17分 大作委員及び山崎委員入室)

高市議長 次に、議案第65号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の4頁をご覧ください。

議案第65号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成26年12月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

はじめに、今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったものであります。

はじめに、相続人は流山市野々下の方で、相続開始年月日は平成26年7月18日です。

次に、納税猶予の願い出がありました土地は、流山市野々下にあります畑1筆、面積2,083.32㎡で、市街化区域内にあり、生産緑地地区に指定されている農地であります。

本件の議案案内図につきましては、4頁にございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(午後4時20分 中村委員入室)

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第65号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件でございます。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

被相続人は、昭和3年生まれで、平成26年7月に85歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の長女で、昭和29年生まれの60歳でございます。農業従事日数は年間150日でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものでございます。なお、被相続人の生前も、申請者は農業を手伝っており、その関係から農地を相続し、納税猶予の適用を受けることになったとのことでございます。

次に、農業従事者につきましては、申請者夫婦及び申請者の兄夫婦の合計4名で

ありました。

なお、この従事者につきましては、議案書の中の農業従事者数の欄は、農地台帳の従事者数に合わせ、計3名としておりますが、申請者からのヒアリングで確認しましたところ、台帳申告では農業従事者は3名としましたが、申請者の夫に関しても、これまで農業を手伝っており、今後も引き続き一緒に従事するとのことでありました。

次に、申請地は、耕起済みであり、一部の畑では葉物野菜が作付されておりました。今後の作付け予定としては、カブを中心として検討中とのことでございます。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないこと、3年に一度、税務署に「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を提出しなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 資料の4頁を見ても、全体の敷地の一部が斜線が入っているという風に見えるんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。上の三角のところと下の方にも白いところがあるんですが、そこを今回対象にしなかった理由は何かあるんでしょうか。

小林委員長 確認したところ、赤くなっているところが、今までも納税猶予を受けていた土地だったので、今回も引き続き受けることにしたということです。

高市議長 亡くなった方がその斜線の部分を納税猶予受けてたと。

田村次長補佐 補足で、この土地につきましては納税猶予受けるにあたって、生産緑地地区の指定を受けたところが赤い部分になりますので、この生産緑地の指定と合わせて今回申請が出た形です。

1番(小田桐委員) 白い部分は現在も耕作していないということでもいいですか。

高市議長 上の部分は住まいでしょ。

田村次長補佐 はい。

高市議長 下の白く抜けているところは。

田村次長補佐 一部は通路になっておりまして、除外しています。その残りの部分につきましては、申請地と一体で耕作されております。また、上の部分につきましては、先ほど議長が仰っていたように宅地の一部として利用されております。

下の部分について、当時どういった経緯で生産緑地を受けなかったのかまでは、ちょっと把握できておりません。

10番(小嶋委員) 案内図の4頁に相続人の方と同じ名字の方のお名前入っており

ますけど、その方と相続人の方は家族でしょうか。

田村次長補佐 案内図の方が、相続人の方の夫に当たる方で、こちらに住んでいます。そして、申請地の北側に家があるんですけど、そこが実家で、亡くなられた方の住んでいた家になります。ですので、申請地は自宅のすぐそばということになります。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第65号について、原案のとおり、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第65号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第66号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の5頁をご覧ください。

議案第66号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

平成26年12月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

本件の農地につきましては、現在、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておりますが、ここで、20年間の適用期間の満了を迎えますことから、この農地の利用状況の確認について、税務署から依頼があったものであり、今月の確認件数は4件です。

初めに、1番ですが、相続人は流山市名都借にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成7年1月6日に相続で取得した農地で、流山市名都借にあります田2筆、2,397㎡と、同じく名都借にあります畑2筆、2,639.49㎡です。

議案案内図につきましては、5頁にございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、2番ですが、相続人は流山市名都借にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成7年4月28日に相続で取得した農地で、流山市名都借にあります畑7筆、4,186.42㎡です。

議案案内図につきましては、6頁と7頁にございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、3番ですが、相続人は流山市上新宿にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成7年5月6日に相続で取得した農地で、流山市上新宿にあります畑4筆、3,642.73㎡です。

議案案内図につきましては、8頁にございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、4番ですが、相続人は流山市駒木台にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成7年10月12日に相続で取得した農地で、流山市駒木台にあります畑1筆、1,524.37㎡です。

議案案内図につきましては、9頁にございますので、ご参照いただきたいと思います。

今月の特例農地の利用状況の確認は、以上の4件です。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第66号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告します。

今月の案件は4件でございます。

本案につきましては、相続税の納税猶予の特例の適用を受けて、20年を迎えることから、この特例を受けている農地の利用状況の確認について、管轄税務署である松戸税務署から依頼のあったもので、現地調査を実施し、審議いたしました。

次に、この現地の状況であります。議案の1番については、田は耕起された状況であり、畑については、一部は耕起されていたほか、残りは竹林として適正な管理が行われておりました。

議案の2番については、ブロッコリー等が作付されていたほか、一部では耕起等が行われており、適正な管理が行われておりました。

議案の3番については、ネギ等が作付けられていたほか、一部では耕起が行われており、適正な管理が行われておりました。

また、議案の4番につきましても、ネギ等が作付けられていたほか、一部では耕起が行われており、適正な管理が行われておりました。

以上のことをもとに審査しましたところ、本案の利用状況の確認については、それぞれ相続人が自ら所有し、自ら農地として使用しているとして回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第66号について、自ら所有し、自ら農地として使用しているとして回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第66号については、自ら所有し、自ら農地として使用しているとして回答することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第29号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の8ページをご覧ください。

報告第29号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成26年12月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市駒木の畑2筆、面積は4,710㎡で、今年の9月に開催されました農業委員会総会の議案第50号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いでご承認をいただきました方の農地で、議案案内図につきましては、10頁になりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の来年の1月28日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上の1件です。

よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

13番(大作委員) 仮にこの土地を買うということになりましたら、この土地への進入路はどのようにして入るのでしょうか。公道は接しているのでしょうか。

田村次長補佐 進入路自体は、北側に細い道があるんですが、なかなか通れないと思います。南側に申請者の自宅があって、自宅も含めて売買するということでしたので、そこから出入りするものと思います。

13番(大作委員) 私が言いたいのは、農業者がその土地を購入した場合にどのように入るのかということなんですけども、当然この申請者は開発行為をやるという前提で出してるんでしょうね。

田村次長補佐 そうですね。

13番(大作委員) 解除するということで買取り希望価格を出してるんでしょう。農業者に売るんじゃなくてハウスメーカーに売る前提ですもんね。そうじゃないと搬入路が無いような気がします。了解いたしました。

高市議長 通路が無くて元々は耕作していたということになると、どうやって入っていたかってのも問題になりますよね。

田村次長補佐 今現在は自分の土地を通して入ってます。

13番(大作委員) これを第三者の農業者が購入すると権利関係が複雑になると思うんですよね。

1番(小田桐委員) 報告に係るものというより資料の関係なんですけど、柏市と流山市の市境が案内図とプロジェクトで違っているの、後で構わないので整合性を合わせておいてください。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第30号「平成26年賃借料水準について」報告を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の9ページをご覧ください。

報告第30号

平成26年賃借料水準について

平成26年の田(水稻)及び畑(普通畑)の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)を、次のとおり報告する。

平成26年12月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

農地の賃借料につきましては、農地法の改正に伴いまして、標準小作料制度が廃止されたところですが、この標準小作料に代わりまして、各市町村の農業委員会は、農用地利用集積事業などの賃借料を調査し、実際に農地の貸し借りをを行っている賃借料は、いくらに設定されているのか、その賃借料の状況を収集し、合せて農家の皆さまに、賃借料水準として、情報提供をすることとなっております。

今回、集計がまとまりました平成26年の田の賃借料水準、と畑の賃借料水準につきましては、議案書に記載させていただきましたとおりです。

また、情報の収集に当たりましては、平成26年1月から12月までの一年間のデータで、田が44件、畑が77件のデータをもとに集計をいたしました。

この賃借料水準につきましては、市のホームページや農家向けの回覧のなかで、お知らせをしていきたいと考えております。

最後に、この賃借料水準につきましては、あくまでも農地の賃貸借をする場合の参

考に、目安としてご覧いただくようお願いしております。

同じ農地のなかでも、貸し借りをする場所は農地基盤の状態等によってそれぞれ違いますので、実際に賃借料を決める際には、当事者間の話し合いを通しまして、お互いが了解のもと、適正な金額を決めていただくよう、お願いしています。

委員の皆さまにおかれましても、農家の方からご相談がありました場合には、一つの目安として参考にされますよう、ご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

ご説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

14番(小林委員) 水稲の件ですが、玄米30kgを4,500円という根拠はどこからきているのでしょうか。

田村次長補佐 玄米30kg4,500円につきましては、農協に照会しまして、そちらの価格としています。

高市議長 今年の場合は特に安いんですね。

1番(小田桐委員) この前、農業新聞で60kg作る経費とか労賃とか諸々含めて15,000円かかるって書いてあったので、採算合わないですね。

高市議長 それから採算率が合わないというのは、農家の場合は自分で値段付けて売ればいいんですけど、一応抛出米の基準が農協さんで決まってくるわけですよ。

これは抛出米いくらということで、後から補てんされるみたいですが、その辺の決定はまだ出てきてないんですよ。だから採算が取れるか取れないかということになるとまだはっきりはしないわけですけど。

13番(大作委員) ちょっと参考に伺いますけれども、流山市の教育委員会で学校給食米で購入しているのは、60kg当たりどのくらいなんですか。15,000~16,000円くらいでしょうか。

1番(小田桐委員) 14,000円くらい。

13番(大作委員) そうしますと、平均額よりうんと上回ってますよね。平均額が9,200円ですから。最高額が12,500円。ずいぶん現実と乖離があるように思えるんですけどね。平均額を流山市で購入する金額くらいにすると妥当かなと思うんですけど。これは一つの目安ですから、これにこだわることは無いと思うんですけど。

福留産業振興部長 1kg当たり325円が去年までで、新米以降の10月から交渉して1kg当たり300円で、その他に農政の方で、60kg当たり4,000円の補助を出してます。その他、600円の事務補助と言いますか、農協関係ですとか米穀商関係に出してますので、農政サイドとしては一俵当たり4,600円の補助金を米穀商とJAの方にしています。

それは、1,200俵ずつ全部で2,400俵確保してもらうための補助金とありますが、それと一年間保管をしていただく分も含めて、そういうことで補助金を学校側ではなくて農政側で補助金関係は出しています。学校側との契約は、JAと米穀商と同じ金額なんですけども、各学校で契約をしていただいております。ほとんど小学校関係につ

いてはJA、中学校は米穀商というのが多いと思います。

13番(大作委員) そうすると、農家の方の手元に入る金額は60kg当たりどのくらい
なんでしょうか。15,000~16,000円なんでしょうか。

福留産業振興部長 ただ、農協関係については、1,200俵お願いしてるんですけど、
今年に限っては2,000俵ですとか、そういう風に農協関係に集まってくるので、それ
で4,600円を薄めると言いますか、1,200俵より多く集まってくるので、平等に
薄めるような形で還元しているという風に聞いてます。

高市議長 これ余談ですけども、千葉県の農業会議あたりで各市の中で、大変一生
懸命やっているところもあるんですが、たまたま今年度の場合は昨年度と比べて値段
が安いということで会議のときに話があったんですけど、まだ蔵に200俵も眠っている
という状況ですので、値段が落ち着かないんですね、今年は、そんなような状況だ
そうです。農業会議の役員として出てきている方がそのようなこと言ってましたね。安
すぎて出すにも出せない状況だそうです。

御質問他にございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第31号「専決処理の報告について」報告を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の10ページをお開きください。

報告第31号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理し
たので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年12月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

本件につきましては、いずれも市街化区域内にある農地を転用するものでござい
まして、農地の所有者が自ら転用を行うものにつきましては、農地法第4条の届出に
なりまして、農地を売買や賃貸借などにより権利を取得し、合わせて、権利を取得さ
れた方が農地の転用を行うものにつきましては、農地法第5条の届出となるものでご
ざいます。

初めに、1の、農地法第4条第1項第7号の規定による届出から、ご報告させていた
だきます。今月の農地法第4条の届出のご報告は3件で、内容につきましては、いず
れも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決によ
り、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が2件、駐車場が1件でした。今月の
4条届出の合計は、以上3件、5筆、4,297㎡で、地目別の内訳では、田が2筆、1,

232㎡、畑が2筆、3,065㎡でした。

次に、議案書の11ページをお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月のご報告は65件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が56件、共有物分割が7件、使用貸借、贈与が各1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が56件、駐車場が6件、資材置場、敷地拡張、ごみ置き場が各1件でございました。今月の5条届出の合計は、以上、65件、86筆、78,489.51㎡で、地目別の内訳では、田が27筆、7,479.51㎡、畑が59筆、71,010㎡でした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第13回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時56分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年12月25日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 豊島 啓行

流山市農業委員会委員 大作 榮